

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 自己を運送するよう要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車又は原動機付自転車に同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車を定める。（第二十六条の二関係）
 - 二 外国運転免許証制度の対象となる国又は地域に関する規定を整備する。（第三十九条の四関係）
 - 三 違反行為に付する点数に関する規定を整備する。（別表第二関係）
 - 四 その他所要の規定を整備する。
 - 五 附則
- （一）この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行することとする。
- （二）所要の経過措置を設ける。